

京都市告示第172号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年6月7日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社あいここ	障害児相談支援事業	愛と心の相談支援センター京都 2670400031	京都市下京区本燈籠町21-2	令和5年 5月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)